

資料 15

## 有識者構成員からの意見等

- 15-1 久保構成員意見
- 15-2 中島構成員意見
- 15-3 大久保構成員意見

## 第3回会議(H22.4.22)への意見

専門委員 久保 潔

- (一) 支援等のための体制整備に関しては、財政的援助の拡充を求める自助グループ（被害者団体を含む）や支援団体の要望が並んでおり、引き続き拡充のための努力が必要である。特に実績のある各地の支援センター等に対しては、事業費の援助等にとどまらず、基盤整備に要する経費等への援助など幅広い支援を検討していただきたい。その他の団体については、公的な援助である以上、一定の要件は必要であるが、引き続き実態把握に努め、有意義な活動実績があり、運用・経理に透明性が確保できる団体に対しては、可能な限り助成対象とすべきである。また公的援助とは別に、民間助成団体等に橋渡しする等、民間資金を活用した柔軟な援助のあり方を工夫して頂きたい。
- (二) (財)犯罪被害救援基金は、犯罪被害者に対する直接的な経済支援(遺児に対する奨学金支給等)に加え、被害者支援団体への財政的支援も行っている(警察庁資料)ようである。今後、基金のいっそうの拡充に努め、(一)にあるような団体の要望にこたえられる体制を整備して欲しい。
- (三) 民間団体による「犯罪被害者支援募金(仮称)」の創設に賛成する。「民間団体への援助に関する検討会」報告にも民間資金の活用がうたわれているが、財政的に厳しい現状では公的援助と民間資金を補完的、効率的に組み合わせて柔軟な支援体制を構築する必要がある。募金によって、犯罪被害者に対する国民の理解を広げる効果も期待できる。

ただ、街頭に怪しげな種々の募金が横行している昨今、国民に疑念を持たれない信頼性、透明性が大前提である。共通のシンボルマーク等を工夫し、募金体制、組織を慎重に検討する必要がある。

以上